

愛媛県立子ども療育センター医事会計業務プロポーザル評価基準

1. 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		備考
全体評価	提案内容の適格性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	
	取組体制	業務に対する取組姿勢に熱意が感じられるか。	
提案項目 (テーマ①)	医療業務体制	医事業務体制は適切か。 ① レセプト処理業務の方法及びスケジュール ② 査定及び返戻への対策 ③ 保留レセプトの管理体制 ④ 未収金対策 ⑤ 子ども療育センター職員への情報提供	
提案項目 (テーマ②)	研修・患者サービス体制	研修・患者サービス体制は適切か。 ① 患者サービスの理念 ② 意見・苦情への対応 ③ 個人情報の取り扱い ④ 人材育成と業務の質の向上	
提案項目 (テーマ③)	現場管理体制	組織体制は適切か。 ① 従事者及び業務の管理・統括方法 ② 災害時等非常時の業務体制 ③ 業務上のミスや事故の防止策、発生時の対応等、安全管理に対する取組み ④ 子ども療育センター職員との協力体制	
業務実施面	業務実施体制	業務実施体制は適切か。 ① 継続的なスタッフの確保 ② 応援体制（バックアップ体制）	
	業務実績	本業務と同種・類似業務の受注実績があるか。	
その他	その他	子ども療育センターへの独自提案	
見積価格	見積価格	内容が明らかになっており、事業内容に対して適切か。	

2. 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。